

# 旅費に関わる不正について

旅費に関わる不正とは：

カラ出張や水増し出張によって不当に旅費を請求し、差額等を不当に取得すること。

故意はもちろん、知らずに不正使用してしまうことがないよう、研究費不正の事例および、本学の取組について記載いたします。

## <本学で実際に起きた事例>

(旅費の虚偽請求／科学研究費助成事業・戦略的創造研究推進事業・立教 SFR)

### <不正使用の概要>

- ・2018年12月、理学部の通報をきっかけにして明らかになった。
- ・理学部教授は、PD、大学院学生に虚偽の出張申請をさせ、入手した乗車券を申請者とは別の者に渡し出張させていた。
- ・実際には、研究費では出張が原則認められていない学部学生や、自分の息子を出張させていた。

## <他大学で実際に起きた事例>

(旅費の重複受給、旅費の虚偽請求)

- ・8月31日付けでA大学を退職し、同年9月1日からB大学に採用された教員について、同年9月26日、B大学からA大学に照会があり、過去にA大学とB大学から当該教員に支給した旅費が重複している可能性があることが発覚した。
- ・当該教員は、研究成果を挙げることによってA大学から他大学に転出したいと考えていたが、研究費を年度内に執行しなければ、高い評価を受けることができないとの誤った認識を持っており、研究費を年度内に執行するため、旅費の重複受給等を行っていた。
- ・当該教員は、複数の機関に対し、各機関が求める要件を満たした出張申請書及び旅行報告書を提出し、旅費を請求していた。その際、当該教員は、いずれの機関に対しても、他の機関から旅費が支給される事実を申告せず、旅費を重複受給していた。また、実際と異なる行程で旅費を請求し、虚偽請求を行っていた。
- ・当該教員の研究室の学生の旅行の一部についても、複数の機関に旅行報告書を提出、旅費を請求し、当該教員は学生に支給された旅費について、学生から現金で戻させていた。

(架空請求<カラ出張>)

- ・他の教授に対し、カラ出張及び旅費の還流行為等、競争的資金等の不正使用に関する疑いがあるとする旨の通報があった。
- ・架空請求した資金を還流させ、研究調査対象者に対する交通費、昼食代等、実施していた補助事業費を使用できないと当該教授が考えていた経費を賄うため。研究室の非常勤講師人件費や実習演習費の予備費を確保するため。
- ・当該教授は学生に対し、架空の出張旅費を支払う目的で、旅費請求書に学生の氏名を当該教授自らが署名し、大学から旅費を支給させたとうえで、学生から出張旅費相当額の現金を還流させた。(カラ出張及び還流行為)次に、当該教授自身の名義で旅費請求を行い、当初予定されていた出張が後日に延期されたにもかかわらず、変更ないし取下げをせず、後日の出張も旅費請求を行い、二重に旅費請求を行った。(カラ出張)

### <旅費に関わる不正防止への本学の取組>

本学では、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」対応して各種取り組みを実施しています。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)	【左記に対する本学の取組】
第4節 研究費の適正な運営・管理活動(実施上の留意事項) ⑪研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。	○証憑書類に基づく実費支給。 ○出張後の「出張報告書」の提出。 ○内部監査時の出張の事実確認。
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 2 ルールの明確化・統一化 (機関に実施を要請する事項) (4) 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。	○旅費等の支給を受ける学生等に対し、出張に伴う研究費不正事例、相談窓口等が記載された文書を配布。

以上